

## 文字瓦にみる高句麗王陵修築体制 — 千秋塚出土資料を中心に —

門 田 誠 一

## 〔抄 録〕

高句麗王陵とみられる千秋塚出土文字瓦に記された人名や官職・階層などを検討し、瓦を用いた王陵の修築には漢人の將軍を称する人士や王と称される階層または姓とする漢人が参加していたことを指摘した。あわせてその他の高句麗古墳出土の銘文瓦で修築の内容が記されている資料との相関的検討によって、「永楽」

銘から四世紀から五世紀初頭にかけて、「民」から漢人「將軍」を含む階層へと推移および拡大したことを示した。

キーワード 高句麗、王陵、瓦、広開土王、漢人

## 序 言

高句麗の第二の王都であった集安（中国吉林省集安市）に所在する高句麗時代の古墳群は歴代の王陵を含み、高句麗社会を王都と墳墓の両面から考究できる点で、高句麗研究の多くの基礎的知見を包摂している。とくに集安の高句麗古墳群に関しては二一世紀の初めに詳細な分布調査と地表調査の記録が刊行された（以下では報告書と略記<sup>1</sup>）。そこには墓制のみならず高句麗の社会階層を知るうえでも重要な成果

が多く含まれている。本論では集安市街の南西約三・五キロの鴨緑江西岸に位置し、四世紀後半頃の高句麗王陵とされる千秋塚（一辺約六メートル）の外表施設に関する遺物のうち、文字瓦を対象とする。具体的には築造当初のみならず修築時にも用いられるために、王陵の造営および用材である瓦に記された人名を含む字句や文章の検討を通して、高句麗王陵の修築に際してなされた瓦の調達という力役徴発体制の実態の一端を考察する。

高句麗の階層や社会構成に関しては、広開土王碑の第IV面の内容に

祖先王の陵墓に関する維持・管理にふれた「守墓人烟戸」条と呼ばれる内容がみられ、ここには王陵守護のための力役徴発に関する文章があり、種々の研究がなされてきている。いっぽう、このような高句麗王陵の維持・管理などを含む守墓を媒介とした力役徴発に関しては、広開土王碑にみえる「国烟」「看烟」をはじめとした守墓を担った集団の徴発体制について、検討材料となる遺物が散見される。そのなかでも、王陵の一つとされる千秋塚出土の瓦に記された文字には人名と官職や称号、元号などがみられ、瓦そのものの焼造と供給およびそれを通じた古墳の維持管理と関係するとみられる出土文字資料である。

具体的には千秋塚出土の文字瓦には「永楽」の高句麗年号を併記した「將軍」や「王」などの官職銘や王号を含む文字瓦が出土しており(以下では千秋塚文字瓦と略称)、広開土王碑文の守墓人烟戸条にみえる王陵の守墓役を検討できる。しかしながら、千秋塚文字瓦を用いた高句麗王陵の維持・管理についての考察は、これまで若干の言及がある程度で、その後の深化や展開がなされたわけではない。本論ではこれらを千秋塚文字瓦として、釈字と釈読を行った後、語句の検討により、高句麗王陵の維持・管理すなわち広開土王碑文にいうところの「守墓」の実態の一面について考察する。

## 一 千秋塚出土文字瓦と先行研究

千秋塚文字瓦の語句と文章について考察するにあたって、それらの解釈と史的意味に関する先行研究と関連する高句麗文字瓦に対する研

究を整理しておく。報告書では集安所在の高句麗古墳のうち、大型で王陵とみられるものを主体として、精密な墳丘測量による図面や発見された遺物の詳細な知見が公表された。従来より知られており、千秋塚の命名の端緒となった「千秋萬歳」銘埴の採集資料は複数個体掲載されており、それとともに新たな銘文瓦埴が報告されている。それらのなかに、本論で検討する人名などの記された線刻文字瓦があげられている。報告書では、千秋塚出土文字瓦は漢人名であり、それとともに記されている「永楽」は報告書では広開土王代の年号とされ、字体の類似から、これらは同一人による刻字と断じている。

報告書の事実記載と考察に関して、総合的な再検討を行ったのが井上直樹氏である。以下に本論の論旨に関わる点に限って、井上氏の論考を紹介したい。井上氏は千秋塚文字瓦にみえる「永楽」という広開土王代の高句麗年号がみられることから、これらに記された將軍の語は中国王朝的な官職ではなく、高句麗王を頂点とする世界を前提として記されたとする。また、「將軍」銘瓦が「永楽」「乙未」(永楽五、三九五)などの年号瓦とともに出土していることから、広開土王代の王陵整備過程で作成されたことを示唆し、具体的には瓦の発注や点検などを含めた造瓦と関連する作業に関連したと推測した。また、このような人名瓦の属性からも、虚職を記す特段の理由は見いだせないとし、將軍号のみが記されていることから、中国王朝において序列化された將軍号は、広開土王代の高句麗には存在しなかったとした。こうした高句麗の「將軍」銘文字瓦の存在によって、楽浪・帯方の故地に所在する安岳三号墳や徳興里古墳の墨書にみえる將軍などの職位の

いくつかは高句麗のものではなく、虚職であるとし、当該時期の楽浪・帯方故地が広開土王碑文に「平穰城」としてみえ、「城支配」という城を単位とした支配方式との関連を注視した。<sup>②</sup>

本論を草するにあたっては、これらの指摘から多大な示唆をえており、とくに將軍号意味とそれを保持する人士の属性および高句麗王陵修築における彼らの位置づけについて、検討する契機となった。

## 二 千秋塚文字瓦の釈字・釈読

千秋塚文字瓦は報告書とこれを参照した井上直樹氏によって釈字と釈読が行われている<sup>③</sup>。語句や文字の検討の前提として、まず、本論で対象とする資料について、これらの先行研究を参照しながら、私釈を示し、次項以降の考察に資することとしたい。釈字・釈読の表記に際して、報告書に示された釈読をそのまま提示するのではなく、文字瓦の資料ごとに私釈を掲げ、そのような釈字・釈読にいたった裏付けについて、個々に説明する。

### ① a 「案浪趙將軍」

b 「□夫任永楽」(図1-1)

報告書では泥質灰陶される通有の高句麗平瓦の凸面にヘラまたは棒状の器具で記された縦横約二・五センチメートルほどの文字であり、大きさを除いた特徴は以下にふれる文字瓦に共通している。

報告書ではこの資料に残存している文字として凸面に二行にわたって、九字が刻されており、そのうち判読可能な文字は六字とされてい

るが、残存字画や行間から少くとも一行五字ずつ二行十字が記されていたと考えられる。そのうち、便宜的に右行の文字群をa、左行のそれをbとしておく。報告書ではa「□浪」は楽浪であり、bの「永楽」が広開土王の元号であるとして、広開土王が楽浪郡の故地を新羅・百濟と争ったとして、「案浪」の語を時期的限定の根拠とした。「趙將軍」の「趙」は漢人の姓であり、「將軍」は漢人の官名であり、瓦を造る工匠あるいはそれを監督した漢人である可能性を示した。井上直樹氏も異体字ではあるが「浪」と釈字しており、この上の文字は不明としつつも、楽浪の可能性があるとする。

左行bの「□夫任永楽」は報告書では三字めの「任」について、広開土王碑文の字体との比較によって、「在」と釈字しており、四画めの横画が貫通していないとして、「任」と区別し、ことさらに誤認を諷めてはいるが、「□未在永楽」と釈字している。これに対して、井上直樹氏は筆画の点で「未在」ではなく「夫任」であるとし、広開土王碑などの金石文との字形の違いに加えて「永楽」が広開土王代の元号であることから、金石文などにみえる高句麗の年次表記が高句麗元号・年・干支という書式となっているのに対し、報告書の釈読では干支・「在」となり、表記方法が異なることから疑問であるとし、字形から暫定的に「夫任」と解した。また、井上氏は「在」については、第一画の横画が第二画の斜画と交わず、「任」にもみえるとし、「在」の釈字には疑問を呈した。

「在」字に関しては筆者も同じ見方であり、広開土王碑第一面七行五字めの「永楽五年歲在乙未」の「在」は諸本ともに一画めの横線と

二画目の縦線が交わっており、bの三文字目とは明らかに異なっている。この点からも、当該文字は「任」と釈字できる。おそらく報告書では「永楽」の年号に続く文字であるため、「未在」という時制を示す字句と判読したものと推定される。しかしながら、井上氏の指摘するように同時代の金石文などとの整合性が検証しえないため、この文字が干支の一部とするという限定条件は担保されない。字画そのものをみると、「未」とした場合の三画めが一、二画を貫通して真下に伸びていない点が明らかであるから、「夫」と解される。よってbの私積は「□夫任永楽」となる。

これらの語句の解釈に関する私見として、まず「永楽」については、報告書、井上氏ともに高句麗の元号とし、筆者も基本的に異論はない。これらの資料の原形を復元するならば、報告書に掲載された実測図から、a、bの文字の記された平瓦は破片であり、当該時期における通有の高句麗平瓦の大きさと比較したうえで完形としての本来的な長辺の大きさを勘案すると、残存部分から本来は少なくとも現状の倍はあったとみられる。そのため残存する文字に続く文字ないしは文章があった可能性が排除できない。その場合は高句麗の金石文の例では永楽は単なる元号として年次表記に使用されるほかに「永楽太王」として広開土王碑に現れ、広開土王その人を表することは、よく知られており、bの「永楽」に続く文字や語句として、「太王」などの語があった場合を想定する必要がある。

「夫任」は史料・文献に類出し、例えば『後漢書』王充伝には法識篇に曰くとして「夫れ一人に任ずれば則ち政専らなるも、数人に任ず

れば則ち相倚る」(現代語訳…そもそも一人に任せれば政務は集中し、数人に任せれば互いによりかかる)とあるように、「夫れ…に任ずれば」として、文頭に用い、新たに説き起すときに用いる語であり、そもそも、または、といった、などと同義の順接の接続詞として問題ない。このように釈読すると「夫任永楽」は「夫れ…に任ずれば」の間にある「永楽」は永楽年間という時制あるいは永楽太王すなわち広開土王という対象を特定した趙將軍との関係を示すこととなる。後者の場合に永楽大王が主語となり、目的語などが続くことが推定されるが、その際には「趙將軍」を目的語の対象とし、これを含む場合が想定される。

## ② 「胡將軍」(図1-2)

①の資料と同じく丸瓦の凸面に刻線で右から左にかけて、縦方向に三行五字があるとされ、そのうち判読可能な文字は四字である。文字の大きさは縦横約二・五センチメートルで、右端の行には「年」が、中間には「胡將軍」の三文字があり、左行の末尾には釈読不明の文字があると推定される。文字は資料aと近似しており、同一人が刻したものと判断している。「胡」字は偏と旁が逆になっているとみており、井上直樹氏も初唐・褚遂良の筆になる『伊闕仏龕之碑』(六四一)の例をあげて、正字の他にも偏と旁の入れ替わった文字があり、なおかつ①の「趙將軍」が姓と將軍からなることから、同様の表記方法として月偏に旁が古の漢字である可能性も示唆しつつ、「胡」と釈字している<sup>6</sup>。字体として偏と旁が逆になっている例として、たとえば篆書およびそれ以前の書体では、左右逆の漢字が散見される。「胡」に関して

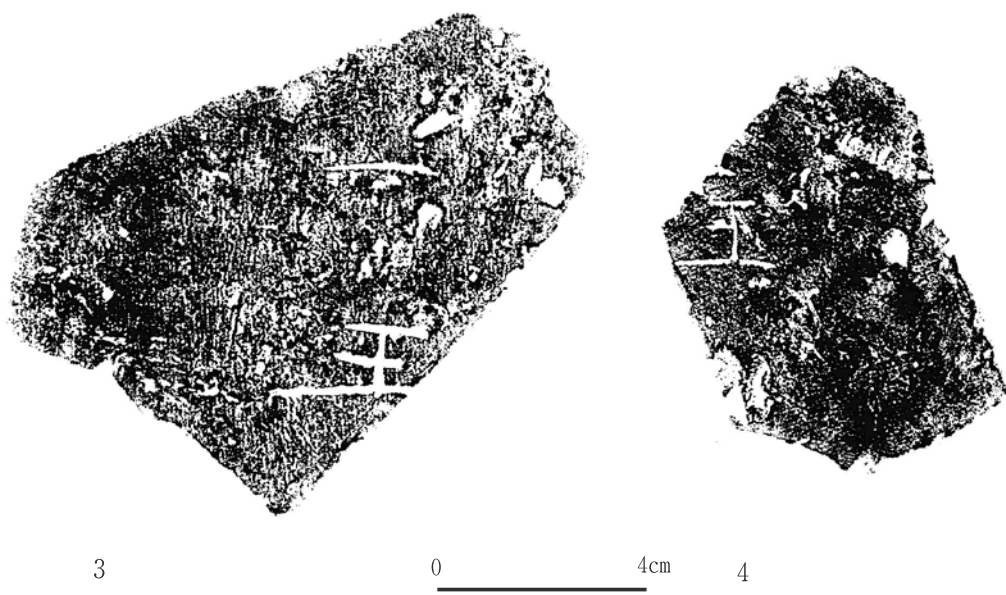
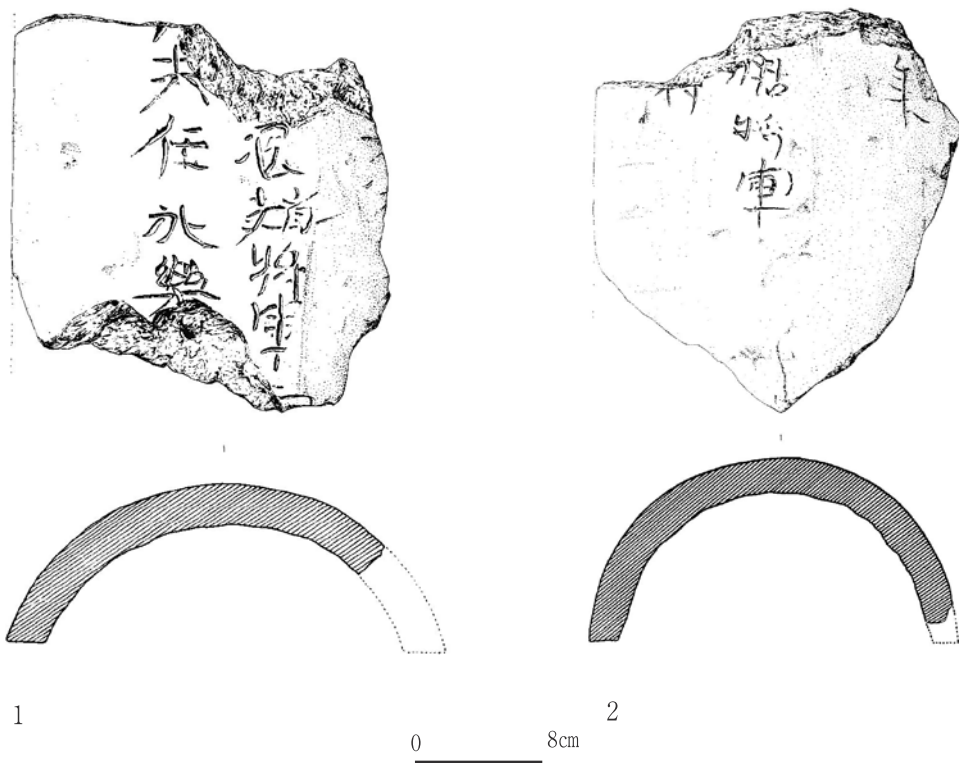


图1 千秋塚出土文字瓦

は、清・康熙年間の撰になる『隸弁』所出の隸書に偏と旁が逆の事例がみえ、字体は異なるが、後世にいたるまで、このような異体字が認識されていたことがわかる。<sup>7)</sup>

報告書では「胡將軍」について、「胡」は高句麗の姓ではなく、楽浪故地や鮮卑に出自をもつかは不明であるとしつつも、「趙將軍」と同じく造瓦に関係した人物であることは疑いないと断定している。さらに、「胡將軍」の文字から、千秋塚の造営あるいは修築には高句麗の官職あるいは亡命人または虚職であるかを問わず、「將軍」が関与していたと述べている。なお、右上の部分については未積としておきたい。

### ③「一王」(図1-3) ④「一王」(図1-4)

これらの文字瓦は①②の資料と同様に丸瓦の凸面に棒状の器物で刻字されており、文字の大きさは縦横が③は約四センチメートル×二センチメートル、④が約三センチメートル×約二センチメートルであり、③が二文字であることから、文字の大きさそのものに大きな違いはない。

これらの「王」「一王」の文字瓦に関しては、これまでとくに取り上げられることはなかったが、本論では後述する千秋塚の造瓦体制に関連する称号として着目したい。これらの釈字に異論はなく、「王」に関しては、これ以外に知りうることはない。千秋塚が具体的な被葬者がいずれの王であるかは異説があるが、大型の古墳であり、高句麗王陵の一つとすることには異論はない。加えて、千秋塚の近傍にも、西大塚などの王陵と推定される古墳が存在し、なによりも集安そのもの

のがここに在位した高句麗王陵が造営された王都であることから、一般論として想定されるのは、これらの「王」を含む文字瓦が高句麗王の称号そのものを指すことである。この場合、千秋塚の被葬者を指す場合のほかに、文字瓦の「永楽」銘から広開土王を指すことも考えられる。

「一王」に関しては、上記の意味から一人の王という意味もあるが、それ以外には完結した語ではなく、文章の一部として漢籍に若干の参照例がみられる。たとえば『史記』太史公自序には、孔子の時、上には明君が無く、下には任用できるものがなく、故に春秋を作り、空しい文を垂れて礼義を断ずるを以って、一王の法に当てた、という内容がある。<sup>8)</sup>「一王之法」について、一に王の法に当てたとする場合もあるが、「王法」の語とは異なる意味として用いられていることから、字義通り、一王の法と解されることが多い。この場合には、儒教にいう聖王の制定した法ということになり、このような王法の施行を社会の再生とする考え方もあり、この場合の一王は、一代の王朝の意味と解される。<sup>9)</sup>資料④「一王」の語が、このような意味であったとしても、「一王」の文字のある平瓦は法量としては高句麗瓦通有のものであり、前後に若干の字句がある程度で長文は考えにくい。

いっぽう、「一王」が高句麗王ではなく、王氏などの人名の前に文字がつけられた可能性も想定される。参考となる出土文字資料として、時期はさかのぼるが楽浪地域で発掘された貞柏洞三七七号墓出土の漆耳杯をはじめとした二〇点の漆器に「巨王」の文字が記されており、同じく貞柏洞一六六号墓から出土した一三三点の漆耳杯にはいずれも

「利王」の文字が線刻されていた。<sup>10)</sup>このうち、「巨王」については、この墓の被葬者を「王」姓の東夷系土着民官人とし、「巨王」は「巨」大な「王」氏という意味であり、地域支配勢力層であることを示したと推定されている。<sup>11)</sup>貞柏洞三七七号墓からは楽浪系土器のなかでも花盆形土器とされるものが出土することから、楽浪郡治代（紀元前一〇八（紀元三一三年）のうち、前漢代併行期のうち紀元前一世紀から紀元一世紀頃の所産とみられる。<sup>12)</sup>

貞柏洞一六六号墓については、共伴した土器や鏡などと、漆器と銘文の関係からみて、同様の年代が推定され、「利王」も王姓に「利」が付されたと推定してよからう。研究史のなかでも楽浪の王氏の勢力について言及され、彼らは楽浪郡滅亡後も一定の勢力をもったとされる。<sup>13)</sup>このことから、これらの銘文はともに、王氏の勢力や富を示すものとして王姓の前に「巨」「利」などの文字が冠されたとみて大過ないとするならば、これらの漆器銘より時期的には下るが千秋塚出土の「一王」「王」も、王という漢人姓に文字が付いた場合も想定される。

以上の点から推定しても、「一王」「王」は、現状では、以上の二つの解釈のいずれとも断ずる証左はなく、高句麗王や王族を示す可能性とともに楽浪王氏に代表される姓であることも、あわせて考える必要がある。いずれにしても、瓦に刻字された「趙將軍」「胡將軍」以外に「王」という称号または人名を有する人物が「永樂」年間に行われた千秋塚の瓦の焼造・供給に関与していたことが知られた。これらの線刻文字瓦の語句からは、千秋塚の造営または修築に高句麗の構成民以外の漢人の「將軍」やあるいは称号または人名とみられる「王」な

どの複数の社会的階層に属する人士が関与していたことが明らかになった。そして、千秋塚が王陵とされることから、このような人名と称号をもつ人々が高句麗王陵の造営または修築に伴う力役徵発体制の一端を示している。このような力役徵発がなされた時期については、千秋塚文字瓦の語句を含む干支や紀年の記された高句麗瓦との比較検討によって明らかにすることができると、次に関連する資料を提示して詳述する。

加えて、それらの中には干支や年号を記すものや高句麗社会の階層または集団を示す事例がある。これらは集安出土瓦の焼造年代の上限を示すとともに焼造体制や社会構成を検討する資料となる。論旨と関係する高句麗瓦の研究史に関して、千秋塚文字瓦との比較・検討資料をあげつつ、次項でふれることとしたい。

### 三 千秋塚文字瓦に関連する紀年銘瓦

千秋塚文字瓦を含め、集安の高句麗遺跡・古墳からは相当数の文字瓦および埴が出土しており、全体の集成的研究も行われている。<sup>14)</sup>文字を有する高句麗瓦埴のなかでも、紀年銘や瓦の焼造やこれを用いた墳墓の墓主と造営や修築などに関わるとみられる銘文として、管見では下記の例が知られた。これらについて、事実関係とこれまで推定されている紀年や文字および語句の解釈について、個々の資料ごとに整理しておきたい。

「十谷民造」銘瓦当（集安市梨樹園子・図2—1）

この瓦は戦前に報告されており(以下では原報告とする)<sup>15)</sup>、北側に古墳群の存在が知られる。残存するのは瓦当面(半径七・五センチ、厚さ二・三センチ)の小さな破片で、瓦当面を四等分し、内向の連弧文とその内側に卷雲文を施し、連弧文内に「十谷民造」という銘文が陽刻されている。この銘文は原報告では「十谷氏造」と釈読されていたが、その後、林至徳・耿鉄華両氏の報告によつて「氏」ではなく「民」であると訂正された<sup>17)</sup>。また、李殿福氏も同様の釈字を行っている<sup>18)</sup>。その後、尹国有・耿鉄華の両氏による研究で、この瓦当の年代については、両氏が三五五年に比定する国内城出土「乙卯」銘瓦当との文様と文字の書法の類似から、年代もちかいと推定されている<sup>19)</sup>。

その後、紀年銘を含む有銘資料を中心として、再検討した耿鉄華氏は集安地域で出土した卷雲の類型化と編年を行い、「十谷民造」銘瓦をもつとも時期的にさかのぼる一例に位置づけ、烽上王の時期とみて、その在位年代である二九二年から三〇〇年の年代を推定した<sup>20)</sup>。

このような諸研究からは、卷雲文瓦当の年代中心が四世紀代であつて、遅くとも四世紀半ばまでは王陵や古墳に用いられていたと考えられる。

この銘文にみられる「十谷民造」の「谷民」は広開土王碑文や牟頭婁塚墨書銘に「城民谷民」としてみえ、それぞれ「城民」は城に住み、「谷民」は溪谷山野に拠つており、ともに高句麗本来の基層をなす人々であるとされている<sup>21)</sup>。すなわち、「谷民」の語は広開土王碑文第IV面の守墓人烟戸条と通称される王陵維持・管理の内容に「城民谷民」として現れ、同条にはこれ以外に新たに来降した「韓」「穢」な

どの民や東海(日本海)沿いに居住した中国系の商人を指すと思われる「東海賈」などを加えて領域支配を広げることとなる。そして、その支配民たちの編成および体系化については王陵の「守墓」「洒掃」のための徴発を擬としていたことが碑文自体の検討から知られている<sup>22)</sup>。

また、「城民谷民」の対比は五世紀代に築造されたと考えられる牟頭婁塚古墳の墓誌にも「城民谷民并□前王恩育如此」とあり、林至徳・耿鉄華氏も高句麗の統治者が人民を城民と谷民にわけて統治し、城民は城のなかに住む人々をさし、谷民は大山深谷のなかで農業を営む人々であるとし、瓦銘文の「十谷民造」とは十戸の谷民が造つたことをさすとしている<sup>24)</sup>。この瓦は古墳に伴うものではないが、北側に古墳群が存在することと、類似した文様の瓦は、次にふれる禹山墓区三三一九号墓、禹山九九二号墓、西大塚などから出土しており、この銘文瓦が古墳やその関連施設の造営に用いられた可能性もある。

「太歳在丁巳五月廿日」銘瓦(禹山墓区三三一九号墓・図2-2、3)

禹山墓区三三一九号墓から出土した卷雲文瓦当のうち、一九六二年と一九八三年に収集されていた破片とあわせて、銘文全体の釈字と釈読が行われ、「太歳在丁巳五月廿日為中郎夫人造蓋墓瓦又作民四千餼倉□用盈時興詣得亨萬世」と釈読された(図2-2)<sup>25)</sup>。この銘文にある「為中郎夫人造蓋墓瓦」(図2-3)の文章から、この瓦は「中郎夫人」のために、墓を蓋(おお)うために作られたとがわかる。

この瓦の銘文にみられる「丁巳」については、同じく禹山墓区三三三





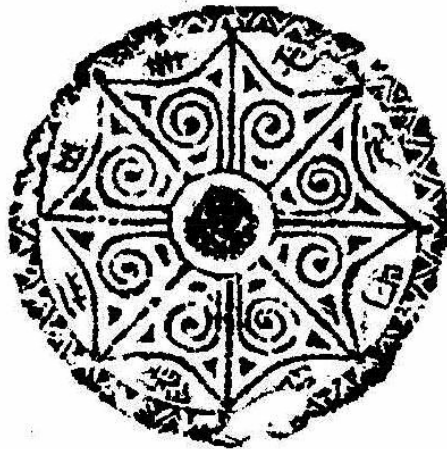
1 「十谷民造」銘瓦



2 「太歳在丁巳五月廿日」銘瓦の復元模式図



3 「為中郎夫人造蓋墓瓦」銘瓦破片



4 「己丑年□□于利作」銘瓦

スケールアウト

図2 高句麗卷雲文銘文瓦当

一九号墓からは出土した東晋前期の青磁盤口壺を傍証として、林至徳・尹国有・耿鉄華氏および姜賢淑氏らは東晋穆帝の升平元年(三五七)にあてている。<sup>(27)</sup>以下にあげる類似した瓦当文の銘文資料も勘案すると、この年代は妥当と思われる。被葬者については故国原王とする見方もあるが、「為中郎及夫人造盖墓瓦」の銘文から、「中郎及夫人」であり、中郎は中華社会の官職名であることから、漢人とする説が出されている。<sup>(28)</sup>後述するように壁画古墳傍題などにみられる官職名は自称とされることがあり、必ずしも真正なものとはいえないが、この資料については他に検討の要素がないため、ひとまず本論でもこれに従っておきたい。

#### 「己丑年□□于利作」銘瓦(西大塚・図2-14)

美川王陵に比定されることの多い西大塚から出土した卷雲文瓦当の瓦当面にある銘文で、卷雲文の年代観から「己丑」銘は三二九年とみられている。<sup>(29)</sup>「□□于利作」の「作」に続く字句は瓦の焼造に関与した個人名とみられ、瓦の焼造あるいはその運営を行った瓦匠の名であると考えてよい。すなわち、この瓦は「己丑年」すなわち三二九年に「□□于利」という瓦匠が携わって焼造され、王陵である西大塚の造営または修築に際して葺かれたことを示している。この資料によって、瓦に記された文字には、直接的に焼造に関わった職掌の人名が存在することが明らかになった。

以上の銘文瓦当の干支の示す紀年の比定に関しては、集安県城浴池修築時に出土した「太寧四年太歲□□閏月六月己巳造吉保子宜孫」の銘文瓦当の紀年比定が参照されている。この「太寧四年」について

の諸氏の見解は東晋の年号とみることにについては異論がないが、東晋の太寧は三年までしかなく、これを解するに李殿福氏は「太寧三年」の誤記、林至徳・耿鉄華の両氏は中原の改元が辺境に遅れてどいたために、それまでの年号を使用したとし、この点においては異見をみている。ただし、いずれにしても、実際の紀年は三二五年か後の年ということになり、大きな違いはない。この「太寧四年」銘文瓦当を参照して、上記の干支銘瓦当についての年代観が形成されている。<sup>(30)</sup>あわせて、高句麗の卷雲文瓦当の年代に関しても、紀年銘や干支銘のある瓦当資料によって、四世紀前半から半ばを中心としていることが判明した。

このような年代観を参照すると、千秋塚では卷雲文瓦当と蓮蕾文瓦当という形式差および時間的な先後関係と考えられてきた両種の文様をもつ瓦当が一古墳から出土しており、千秋塚は両形式の過渡的な様相を示している。なおかつある一定の時間幅をもって、千秋塚の墳丘に対する瓦塼の修築が行われていたことが知られる。<sup>(31)</sup>

また、高句麗瓦当における蓮蕾文の初現に関して、蓮蕾文の型式から太王陵から出土した蓮蕾文瓦当の一種(田村晃一、谷豊信氏ら分類の太王陵A型)を最古式とする見方<sup>(32)</sup>に対し、千秋塚出土の蓮蕾文瓦当がよりさかのぼる特徴をもつとする見方<sup>(33)</sup>があった。<sup>(34)</sup>これに対し、千秋塚では蓮蕾文瓦当とより先行する卷雲文瓦当の双方が出土するという事実は、高句麗瓦の相対的変遷過程からみると、千秋塚出土の蓮蕾文瓦当が相対的には先行する時期に位置づけられることの証左となる。瓦当文に限らず、蓮蕾文そのものの出現時期に関しては、東晋の「永

和十三年」(ただし実際には永和の年号は十二年まで)すなわち三七七年の墨書銘のある安岳三号墳壁面に描かれている蓮蕾文図像の上限年代によって、四世紀中頃とみられ、これは上述の卷雲文瓦当の紀年銘からも証される。

銘文資料を含む瓦当の変容に関して参照されるのが、既述の千秋塚出土瓦の様相であり、報告書では従来から知られていた蓮蕾文瓦当のほかに卷雲文瓦当が出土していることが明らかにされた。さらに報告書や高句麗瓦の研究によると卷雲文瓦当は、そのほかに西大塚、禹山九九二号墓、麻線溝二一〇〇号墓などで出土しており、卷雲文の類型の瓦当は四世紀中頃までは使用されていたことが判明している。これらを勘案すると、四世紀末から五世紀前半頃に焼造された「永楽」銘などを含む平瓦は卷雲文瓦当より時期的に遅れるため、考古資料の観点からも広開土王代の修築時に使用されたと推定してよからう。

#### 四 文字瓦からみた千秋塚の修築の実態

千秋塚出土の文字瓦の釈読と瓦当文の変遷過程を検討してきたが、これらの知見に立脚して、高句麗王陵の修築に際する力役徵発体制の一端について考察する。千秋塚は相対的な先後関係から太王陵に先行することは、卷雲文瓦を中心とした以上の諸研究で明らかである。加えて、広開土王王陵は千秋塚より年代的に新しい太王陵以降の古墳に比定されることから、広開土王の陵墓が太王陵、將軍塚のいずれであるにしても、すくなくとも千秋塚の被葬者は広開土王である可能性は

ない。このような考古学的な相対的な先後関係に加えて、広開土王碑が立てられ、太王陵や將軍塚が位置する場所が広開土王碑文にみえる「国岡上」の「国岡」と考えられるのに対し、千秋塚はこれらとは別の鴨緑江河畔に位置する点でも、広開土王陵である可能性は考えにくい。

前項までで検討したように文字瓦aの「永楽」の文字が、広開土王その人もしくはその元号であるとみられるから、この瓦は当時すでに存在していた千秋塚に対して、広開土王代に修築のために葺かれたものであると考えられる。このように既存の古墳に対して、瓦を葺いて修造することは、広開土王代に行われた千秋塚への修築作業の具体的な行為の一環であり、後述する広開土王碑文にみえる王陵修築の所為によるものと考えられる。

千秋塚出土の瓦に記された線刻文字には「閑浪趙將軍」「胡將軍」「二王」「王」などがあり、すでにふれたように、その特徴としては高句麗以外の楽浪の地名や王号をもち、かつ漢的な人名が記されている点あげられる。前漢代以来の辺郡であった楽浪は周知のように三二三年には滅亡し、その後の動向として、四二七年には高句麗が楽浪の故地を含む平壤に遷都し、長安城と呼ばれた。文字瓦が初築に伴うものではなく、広開土王代の補修時に用いられたとすると、その年代は四世紀末を上限とし、この時点では楽浪地域は中華王朝の支配からは脱していた。

その後の楽浪郡と関係した漢人と高句麗領域の社会的状況を示す考古資料としては、安岳三号墳や徳興里古墳がよく知られる。そのうち

安岳三号墳の墨書銘には東晋の年号を用いた「永和十三年」(ただし永和は十二年まで)すなわち三五七年の紀年とともに、「使持節都督諸軍事・平東將軍・護撫夷校尉・樂浪相・昌黎玄菟帶方太守」の官職名が記されている。これに対し、紀年銘から三―三年のいわゆる樂浪・帶方郡滅亡後に造営されていることから、銘文の「帶方太守」を含む官職は虚職であり、すなわち統治実体のない自称とされる、いっぽう、官職のなかには『三国志』『宋書』などの中国正史にみえる「平東將軍」号があり、これによって千秋塚文字瓦の「樂浪趙將軍」「胡將軍」は、「平東將軍」に代表される漢人社会での官職を省略したものとみられる。

徳興里古墳(朝鮮民主主義人民共和国南浦市)は内部に多彩かつ多様な壁画が描かれるとともに墓壁に記された墨書銘文によって、高句麗広開土王の年号である「永樂十八年太歲戊申」すなわち四〇八年に移柩を行った「鎮」の墳墓であり、さらに「□□郡信都縣都郷中甘里」という「鎮」の出自が記され、彼が来歴の明確な中国からの亡命者であることも知られた。<sup>38)</sup>また、「建威將軍国小大兄左將軍龍驤將軍遼東太守使持節東夷校尉幽州刺史」という官職が記され、「幽州刺史」は高句麗の実職ではありえず、中国の「刺史」であるが、銘文の示す州郡県は徳興里古墳築造よりはるかにさかのぼる後漢代等を念頭においた構成であって、いわば過去における栄光の時代を理想として銘文に映したものとする解釈も行われている。<sup>39)</sup>いずれにしろ、徳興里古墳の被葬者である「鎮」は虚職としての中国の官職と「国小大兄」など高句麗の官位が記されており、亡命漢人が高句麗に同化していく過

程を示している。

以上のように墨書銘文によって安岳三号墳や徳興里古墳は墨書銘から高句麗に亡命した漢人の墓であり、これらの亡命人士を含めた漢人が樂浪・帶方郡滅亡後も一定の勢力を保持して集住していたとみられている。<sup>40)</sup>樂浪・帶方地域と高句麗の政治的、社会的関係についての近年の考え方としては、安岳三号墳の被葬者である「冬寿」(『晋書』慕容皝載記、『資治通鑑』卷九五では佟寿と表記)や徳興里古墳被葬者の鎮などの中国的な官職名は、彼らが樂浪・帶方地域において有力な階層となる過程で、高句麗によって付与されたのであり、これは広開土王が城を単位とした支配を実現し、幽州刺使である鎮が高句麗王権のもとで樂浪・帶方勢力を統率したことを示すとす。<sup>41)</sup>

いっぽう、安岳三号墳の被葬者である冬寿は三四二年前燕による高句麗侵攻に際して移住し、冬寿は高句麗の統制と保護を受けつつ、勢力基盤を備え、墨書された官位は漢人としての来世観に基づいた自称であるとされる。その後の徳興里古墳の被葬者の鎮も同様の来世観を保持し、官職の面では高句麗から授与された国小大兄を除外すれば、理想的な死後世界における自称にすぎないとする。すなわち、四・五世紀代の漢人を被葬者とする古墳墨書の官位は虚構であり、自称であると見る見方である。<sup>42)</sup>

また、高句麗は樂浪・帶方の二つの郡に対して、四世紀前半には、軍事的指揮官的な性格の地方官を派遣し、中国系亡命人・土着漢人・非漢系土着有力者からなる首長層は一部地域に対する間接的な管轄権を付与され、彼らは地域と高句麗王権を連結する媒介者の役割を担っ

たと推定する見方もある。<sup>43)</sup>

そのほかに、楽浪・帯方地域の墳墓出土銘文簿にみえる官職の検討から、三四八年「帯方太守」(胎封里一号墳) ↓三五三年「遼東・韓・玄菟太守」(平壤駅構内塚室墓、別名は修利墓) ↓三五七年「楽浪□・昌黎・玄菟・帯方太守」(安岳三号墳) のように、楽浪郡滅亡後における虚職の地理的対象はむしろ広範囲になっており、これは四世紀中頃以降の漢人居住地の展開の実態を示すとする見方もある。<sup>44)</sup>

このような議論のなかで、本論との関係で重要なのは四世紀末から五世紀前半にかけての亡命漢人である楽浪・帯方故地の漢人の墓には墨書銘として官職が記されており、たとえそれが自称であり、虚職であったとしても、楽浪郡滅亡後も中国的な官名の威信と権威やそれに基づく価値観が保持されていたという点である。また、四世紀半ばの安岳三号墳の墓主である冬寿の墨書銘には中国的な官職銘のみであったのに対し、半世紀余り後の五世紀初めの徳興里古墳墓主鎮の墨書銘には「国小大兄」という高句麗の官位が記されていることから、亡命漢人の高句麗社会への同化が、より進行したものとみてよからう。

いっぽう、「楽浪趙將軍」銘瓦が楽浪滅亡以降に焼造され、古墳に用いられたことに関して、楽浪の名称が後代にも用いられたことは、たとえば制作年代が六世紀代とみられる延嘉七年(五三九年または五九九年)銘金銅仏光背銘に「楽良」とあり、これはかつての楽浪すなわち同時期の高句麗長安城の雅名あるいは異称として記されていることからも明らかである。<sup>45)</sup>

「楽浪趙將軍」などの將軍号を検討するために、人名に將軍号が付

される事例を参照すると、中国史書・文献に散見し、たとえば、陳

勝・呉広の乱の際の陳勝の將軍・呂臣を指して「呂將軍」(『史記』高祖本紀、『漢書』陳勝伝)とあり、武帝代に匈奴を征討した趙充国を

「趙將軍」(『漢書』趙充国伝)などと記しており、『三国志』では呂布を「呂將軍」(『三国志』魏書荀彧伝)、後漢の後將軍である袁術を

「袁將軍」(『三国志』魏書武帝紀)、曹操の将である張遼と李典を「張、李將軍」(『三国志』魏書張遼伝)、曹操を指して「曹將軍」(『三国志』

魏書韓暨伝)などの例があり、本来の將軍号を略称し、あるいは通称として、このような呼称が用いられたのであり、これらの例をあげる

ことで、千秋塚築造以前にこのような呼称があったことを証するに十分であろう。「楽浪趙將軍」の「趙」は官職ではなく、個人名とみら

れるから、この「趙」という姓の人物が本来は職名を冠した將軍号を保有しており、略称あるいは通称的に「趙將軍」「胡將軍」と記されたとみてよい。

さらに出土文字資料としては胎封里一号墳(調査時は黄海道鳳山郡文井面)出土の埴銘に「太歳戊在漁陽張撫夷埴」「大歳戊在漁陽張撫

夷埴」「大歳申漁陽張撫夷埴」「使君帯方太守張撫夷埴」の文章があり、<sup>46)</sup>「申」を「戊申」と解して東晋・穆帝の永和四年(三四八)とすれば、

楽浪郡滅亡以降であるから、銘文の「帯方太守」は虚職とされる。<sup>47)</sup>近年では「戊申」を二八八年とみて、楽浪郡滅亡以前の年代を推定する

見解もあり、<sup>48)</sup>筆者は紀年銘埴の類似資料からみてこの説はとらないが、いづれにしても人名に官職が付された表記が存在したことを傍証する

資料となる。

以上のような諸点から、「楽浪趙將軍」「胡將軍」などが虚職であるかいなかとは別の問題として、漢人とみられる人名のある刻字瓦は広開土王代に行われた千秋塚の補修に関して用いられたものであるとみられ、これらの人物が補修に関与し、実際に瓦の焼造または供給などを担当していたことが想定される。なおかつ「楽浪趙將軍」そのものは中国系の人名に通称としての將軍を付しており、「楽浪」は楽浪・帯方の故地にその勢力や系譜の由来を求めたことを示している。

## 五 文字瓦からみた高句麗王陵の修築・維持体制と変容

千秋塚を含む高句麗王陵に関する上述の補修行為は、墓の保全であり、当然ながら、瓦の焼造、運搬や実際の補葺作業などの力役とその徵発によることは明らかである。高句麗王陵の保全に関しては、周知のとおり広開土王碑の広開土王碑の「守墓人烟戸」条の内容が参照される。

近來の研究では、広開土王碑にみえる「守墓」については、その対象と徵発の方法に関する諸研究があり、たとえば徵発体制を日本古代の陵戸と比較して、守墓を担当した民や集団に対し、徒民または番上などに整理して理解しようとする試みもなされている<sup>49</sup>。ただし、徒民は地域と時期が著しく異なる事象との比較であり、番上は広開土王碑文や史書には現れない語句や概念による解釈であり、高句麗社会体制の復原あるいは同時代的な認識とはいえない。これに対し、千秋塚文

字瓦は「永楽」銘が端的に示すように四世紀末から五世紀初の同時代性を担保する資料であり、その時点すなわち広開土王代における王陵の「守墓」すなわち維持・管理に関する実態を示している。このような王陵の「守墓」とそれにもなう力役徵発に関しては、当然ながら広開土王碑文の内容の検討から言及されている。

「守墓人烟戸」条みえる王陵修築とは広開土王碑文第Ⅲ面からⅣ面にかけての「守墓人烟戸」で始まる部分に「國岡上廣開土境好太王存時教言祖王先王但教取遠近舊民守墓洒掃」以下の文章としてみえる。それは「國岡上廣開土境好太王」が存命の時、教して言った内容として、「祖王・先王、但(ただ)教して遠近の旧民を取り、墓を守りて洒掃せしめしのみ。吾旧民の転(うつ)りてまさに羸劣せんことを慮(おもんばか)る。若し、吾万年の後も守墓者を安んぜんには、但、吾躬(みずか)ら巡りて略来せし所の韓穢を取り、洒掃に備えしめよ」とあり、広開土王が祖先王以来の民に加えて、新たに略取した人々をして洒掃すなわち王陵の守墓に備えさせた、とある。

「守墓人烟戸」条については武田幸男氏の基礎的研究がある。それによると「牟婁城二家為看烟」などの表現から、「家」と「烟」は同じ意味内容をもつと考えられるので、守墓という力役の徵発の基本としての「城―戸(家)」という行政的な仕組みを想定した。そして、「城―戸(家)」を基本とした守墓役制は高句麗の伝統的な力役徵発体制であったとし、これに対し、新たに帰順してきた「韓」「穢」の人々に対しては、このような「城支配」によらない領域支配へと解体したことが読み取れるとする。また、その他に契丹部族の「稗麗」の

ように遊牧・狩猟を生業とする種族に対しては城支配を適用せず、守墓役もまた免除されたとし、城支配は農耕生活を基礎とする百済の領域で高句麗が攻めとつた部分に対しても行われたと述べる。また、武田氏は高句麗の旧来の領民については広開土王碑文中に「賈」「民」「人」と区別されている人々がいて、「賈」については商賈すなわち商人であり、「人」についてはある程度自立的な活動が認められた特定の種族とみている。「民」については、広開土王碑文にみえる「売句余民」「敦城民」「平壤城民」などの形で表れ、高句麗の統治に服し、賊役を負担するもつとも基本的な高句麗の社会階層が「民」という表現で表されているとする。また、「民」は中国からの亡命人や異種族との対比によつて、より鮮明な位置づけがなされ、「城民」「谷民」などにみられる「民」たちこそが守墓役を負担する対象となった人々であるとする<sup>50</sup>。

このように「城民」「谷民」と記された高句麗の構成員については、広開土王陵碑文によつて、四世紀後半から五世紀初頭の実態が具体的に把握されている。そのうえで、これらに加えて新しく来降した「韓」「穢」などの民や日本海（東海）沿いに居住した中国系の商人を指すと思われる「東海賈」などを加えて領域支配を広げることとなる。そして、その支配民たちの編成および体系化については王陵の「守墓」「酒掃」のための徴発を擬としていたことが碑文自体の検討から論じられている<sup>51</sup>。

このような広開土王碑文の考察からは、広開土王碑にみられる高句麗の領域支配の方法は種族や生活体系の違う人々によつて異なつたと

ともに、高句麗という国家の根幹を形成するもつとも普遍的な構成員が「民」という字を付して表されていることが示された。

さらに「民」で表される人々の中にも、二種類の人々が含まれており、一つは「城民」であり、もうひとつは「谷民」である。「谷民」はこのままの形で碑文中に表れるのではなく、「梁谷」「□谷」の「看烟」としてみえ、その「谷」に住む集団から徴発した守墓人を表す。すでにふれた五世紀代の牟頭婁墓誌には「城民谷民」として記される。これによつて武田氏は『三国史』魏書東夷伝高句麗条の「多大山・深谷、無原沢、随山・谷以為居、食澗水、無良田」という記事をひき、もともと谷ぞいに住んでいた人々が三〜四世紀頃を境に諸城が築造されるとともに城を拠り所として生活するようになったとし、「谷民」から「城民」へ、言いかえれば「谷支配」から「城支配」へという高句麗固有の領域での支配形態の展開を論じた<sup>52</sup>。

以上のような広開土王碑文の「守墓人烟戸」の研究を媒介として、かつて筆者は高句麗王陵と目される大型積石塚に算かれていたと推定される瓦の種類が、一基の古墳でも多種類にわたる点を考慮して、このような広開土王陵碑文にみえる「城民」「谷民」たちの徴発による王陵の「守墓」「酒掃」の具体的な行為の一つとして、瓦の供給とそれを用いた高句麗王陵の修築を想定した<sup>53</sup>。

高句麗の構成員が古墳や王陵の修築に関わつたことを示す資料としては、「十谷民造」銘がある。「十谷民造」銘巻雲文瓦当そのものは王陵や古墳から出土したものではないが、巻雲文瓦当は千秋塚以外に禹山墓区三三一九号墓や西大塚などの王陵とみられる古墳から出土して

おり、この種の瓦が用いられる四世紀代には王陵に用いられた瓦であると考えられる。このように王陵に用いられたものと同じ文様類型の瓦に「十谷民造」の文字があることは、これらの瓦の焼造および供給に「谷民」が関与していたことを示している。「十谷」の「十」はその支配を示す地域的な単位を示すと見る見方もあり、「十谷民造」の「谷民」は既述のように高句麗を構成する基層民と考えられる。これをもとに、「城民」「谷民」としての把握による支配形態と関連した瓦の調達・供給が想定され、このような支配形態に基づく、古墳に用いる瓦の調達や供給が「十谷民造」として瓦当銘文に現れることを指摘した<sup>54</sup>。前説を踏まえて、その後の関連研究と本論でとりあげた千秋塚出土刻字瓦との関係からは、「十谷民」が「造」つたという瓦当銘は古墳や王陵造営に用いる瓦として、焼造や調達・供給の荷担対象を示すことで重要性が増した。「十谷民造」銘瓦当は巻雲文瓦当のなかでは最古の型式とする見方があるが、細かな時期推定に異論はあるにしろ、巻雲文瓦当は既述のような紀年銘からも大枠で四世紀後半頃まで用いられたことは間違いのない。加えて、「谷民」の広開土王碑文に見えることから、立碑された四一四年頃以前は、このような構成民の把握に基づく王陵造営に関する物品の焼造や調達・供給などの力役徴発が行われていた可能性がたかい。

このような王陵の造営または修築に用いられた瓦の製造や調達は示す有銘資料の類例としては、三五七年とされる「太歳在丁巳」のある禹山墓区三三一九号墓出土の瓦当銘があげられる。すなわち、紀年に続いて記された「為中郎<sup>55</sup>夫人造盖墓瓦又作民」の語であり、これ

は「中郎及び夫人のために造った墓を蓋う瓦」であり、続いて「又作れる民」とあるから、被葬者たる中郎とその夫人のために民が造ったのであり、供給・調達した民と葬られた中郎と夫人の関係が明らかに示されている。ここでいう「作民」からは広開土王碑文や牟頭婁塚墨書銘にみえる「城民」「谷民」に繋がり、高句麗を構成する「民」が瓦を焼造し、調達したことがわかる。

いっぽう、広開土王代の葺修によるとみられる千秋塚線刻文字瓦には「楽浪趙將軍」「胡將軍」などの高句麗以外の楽浪の地名がみられるとともに、將軍号をもち、かつ漢人的な人名が記されている点がある。西大塚出土巻雲文瓦当には「□□于利作」として瓦工とみられる人名がみられる。これらが被葬者を示すものでないことは明らかである。さらに具体的な被葬者の比定は諸説があり、一致をみないとしても(表1参照)、そもそも千秋塚が高句麗王陵であることが確認されている点からも、瓦に記された人名が被葬者でないことが確認できる。人名に続いて、具体的な官職名が示されることなく記された「將軍」は、これが高句麗独自の將軍号であるか、あるいは自称であるかに関わらず、「將軍」と通称された「楽浪趙」「胡」などの複数の漢人系の人名がみえることは、楽浪・帯方地域の漢人たちが、王陵を修築するための瓦の焼造や調達・供給と関連したことがわかる。

加えて、「王」「一王」などの王名がみえ、すでに釈読の項でふれたように、これらは高句麗王とみられる千秋塚の被葬者の以外の王あるいはこれを姓とする漢人の人名を示すとみられ、いずれにしても、「趙將軍」「胡將軍」の文字瓦と同様に、調達および供給した人士の



なかには、「王」号を称した人物あるいは漢人が存在したことを示している。これらの文字瓦が千秋塚初築時または補修時のいずれかに用いられたのであり、文字瓦①の「永楽」銘と同じ時期であれば、広開土王代の補修時に補葺されたことになる。これらを勘案した時間幅は、すでにふれたように瓦当文の変遷からは四世紀後半から五世紀前半である。その年代に高句麗領域において、高句麗王以外で「王」を称した例は明らかでない。「王」が人名である場合は、「將軍」と同じく、葺修した瓦の焼造・調達などの供給に関連した漢人であった可能性が残るが、現状の資料状況では、いずれともきめがたい。

いずれにしても、被葬者以外の人名がみられることは変わらず、そのなかに「將軍」号をもった複数の漢人がおり、彼らが高句麗王陵たる千秋塚の広開土王代の補修に関与した事実は動かない。

すなわち、瓦当・瓦に記された集団単位は「十谷民造」「作民四千」などにみられるように「造」「作」などの語を含むことから、実際にこれらを供給した集団と階層を示していることは明らかである。このことから、千秋塚出土の人名瓦も同様に供給に関係したと推定できる。以上の事実関係を整理すると下表のようになる。

表1 文字瓦と供給者

時期	供給者	出土古墳等	推定被葬者
三世紀末から 四世紀前半頃	「十谷民造」	集安市梨樹園子	
東晋穆帝・升平 元年(三五七)	「作民四千」	禹山墓区三三二 九号墓	漢人「中郎及夫人」
「永楽」(三九一 〜四一二)	「楽浪趙將軍」 「胡將軍」「王」	千秋塚	故国壤王・故国原 王・小獸林王

これによって供給に関わった集団や階層などの変化を模式的に示すならば、四世紀前半までは、瓦の「造」「作」の主体は「谷民」「民」などの「民」であったのに対し、四世紀末から五世紀初めの広開土王代の王陵の瓦の供給には漢人の「將軍」が関わっており、明らかに階層上の変化がみられる。既述のようにここにみえる「將軍」の実態は詳らかではない点が多いにしろ、ほぼ同時期の安岳三号墳墨書銘にみえる「平東將軍」や徳興里古墳の「建威將軍」などを参照すると、それが実際の官職であるかどうかは別として、相当規模の古墳を造営できるほどの勢力を保持した階層の人士であることが知られる。さらに被葬者は安岳三号墳が「冬寿」、徳興里古墳が某氏「鎮」であり、墨書銘の故地と来歴から、高句麗に亡命した漢人であるとされていることはよく知られる。これらの事例は千秋塚人名瓦の「趙將軍」「胡將軍」の漢人的な姓と共通し、彼らの出自を示していると考えられ、すなわち、「趙將軍」「胡將軍」は亡命漢人であり、自称であるかどうかは

別にしても「將軍」号を称する漢人であつて、安岳三号墳や徳興里古墳の被葬者につながる階層であつた可能性がたかい。

このようにみてくると、高句麗王陵の瓦の供給に關与した階層や人士は、四世紀から五世紀初頭にかけて、「民」から漢人「將軍」を含む階層へと推移および拡大したことがわかる。そして、漢人「將軍」が瓦の供給に關与したのは、「永楽」の刻字から広開土王代であることから、先行研究で示唆されているように広開土王碑文にみえる王陵の修築に伴うものとみられる。すなわち、それまでの「民」を主体とした瓦の供給から、広開土王代には王陵の修築を担当する対象が、虚職であるかは別として「將軍」を称するより高い階層を含めた瓦の供給へと変容したことになる。ただし、あくまでも現状で發見されている当銘文と平瓦の刻字のみからの推定であるため、当然ながら、「將軍」文字瓦と同時代に「谷民」「作民」などの「民」による瓦の供給が無くなったことを示すのではなく、むしろそのような従来の供給關係をもとにして、新たに王陵修築に關与した階層としての漢人「將軍」と位置づけられる。

以上のことから、直ちに想起されるのは、すでにふれた広開土王碑に記された領土の略取による支配民の変化であり、これによって広開土王代に城民谷民という高句麗の基本的な構成民から、異民族や旧楽浪郡に拠つた漢人あるいは高句麗領域の亡命漢人などを含むより広い階層へと変容したと推定され、これを反映したものが千秋塚出土人名瓦の広開土王代の漢人名が付された「將軍」文字瓦であると考ええる。

## 結語

本論では千秋塚出土人名瓦の検討から、高句麗王陵たる千秋塚の瓦の修築には漢人の將軍を称する人士や王と称される階層または姓とする漢人が参加していたことを指摘した。

これもとに千秋塚出土銘文瓦とその他の高句麗古墳から出土した銘文瓦で修築の内容について記されている資料との相關的検討によって、「永楽」銘によって四世紀から五世紀初頭にかけて、「民」から漢人「將軍」を含む階層へと推移ないしは拡大したことを示した。

すなわち、高句麗古墳および王陵の瓦の供給の変容を論じた。すなわち、四世紀前半ばころまでには王陵の可能性も示唆される比較的規模の大きな古墳の修築に「谷民」「作民」などの瓦の銘文から知られたように、「民」によって卷雲文瓦当が供給された。その後、四世紀末から五世紀初めにかけての広開土王代には、王陵とみられる千秋塚の「罽浪趙將軍」「一王」「王」などの銘文瓦から知られるように漢人で將軍号を称する人士や王と記された階層または姓とする漢人が瓦の修造に参与し、供給に關与していた。人名瓦等から考えられる千秋塚の修築は広開土王碑文にみえる王陵の修築とみられ、それまでの「民」を主体とした瓦の供給から、広開土王代には、より高位かつ広範な階層を含めた瓦の供給へと変容したことを述べた。

高句麗王陵の守墓体制に關して、従来は広開土王碑文や近年發見された集安高句麗碑文などの文章や内容からの考究が多かったが、本論ではこれまで言及されることのなかった高句麗王陵出土の文字瓦から

検討した。

〔注〕

- (1) 傅佳欣主編・吉林省文物考古研究所・集安市博物館編著『集安高句麗王陵』一九九〇―二〇〇三年集安高句麗王陵調査報告』（文物出版社、二〇〇四年）〔中国語文献〕
- (2) 井上直樹「集安出土文字資料からみた高句麗の支配体制―府官制再考―」『高句麗の史的展開過程と東アジア』（塙書房、二〇二一年）〔初出は二〇〇七年〕
- (3) 井上直樹「集安出土文字資料からみた高句麗の支配体制―府官制再考」（前掲注2）以下、本論の積字・釈読の項で井上直樹氏の説とする場合、特記しない限り、本論文を指す。
- (4) 武田幸男編著『広開土王碑原石拓本集成』（東京大学出版会、一九八八年）の諸本を参照。
- (5) 『後漢書』王充王符仲長統列伝第三九・仲長統法誠篇曰：（中略）：夫任一人則政專、任数人則相倚。政專則和諧、相倚則違戾。
- (6) 井上直樹「集安出土文字資料からみた高句麗の支配体制についての考察―安岳三号墳・徳興里古墳にみえる被葬者の職位の再検討と府官制―」（前掲注2）
- (7) 顧譚吉編撰『隸弁』（中華書局、一九八六年）、顧南原撰集『隸弁・隸書字典』（中国書店、一九八二年）
- (8) 『史記』太史公自序孔子之時、上無明君、下不得任用、故作春秋、垂空文以断礼義、當一王之法。同様の用例として『漢書』叔孫通伝贊に「叔孫通捨枹鼓而立一王之儀」とあり、顔師古注には「別創漢代之礼、故云一王之儀也。」とある。
- (9) このような議論は下記論文で整理されている。
- (10) 秦静「関于《史記》与《春秋》関係問題的幾点思考」（『西華師範大学学报』二〇〇九年第三期）〔中国語文献〕
- (11) 『木棺および木槨墓』『同穴合葬木槨墓』朝鮮考古学全書二四、二五・中世編一、二・楽浪一帯の墓（朝鮮民主主義人民共和国社会科学院考古学研究所、二〇〇九年）〔ハングル文献〕
- (12) 注10に同じ。
- (13) 花盆形土器の年代については下記参照。
- (14) 宮本一夫「楽浪土器の成立と拡散―花盆形土器を中心として―」（『史淵』一四九、二〇一二年）
- (15) 今西龍「大同江南の古墳と楽浪王氏との関係―『朝鮮古史の研究』（近沢書店、一九三七年）〔初出は一九二二年〕、関野雄「楽浪王氏の富」（『中国考古学論攷』（同成社、二〇〇五年）〔初出は一九六八年〕
- (16) 尹国有・耿鉄華「高句麗瓦当研究」（吉林人民出版社、二〇〇一年）〔中国語文献〕、耿鉄華「高句麗瓦当」（吉林大学出版社、二〇一四年）〔中国語文献〕
- (17) 梅原末治編『朝鮮古文化綜鑑』第四卷（養徳社、一九六六年）三五―三六頁。
- (18) 林至徳・耿鉄華「集安出土的高句麗瓦当及其年代」（『考古』一九八五年代七期）〔中国語文献〕 訳文は緒方泉訳「集安出土の高句麗瓦当とその年代」（『古代文化』四〇―三、一九八八年）
- (19) この銘文は原報告では「十谷氏造」と読まれていたが林・耿両氏の報告によつて「氏」ではなく「民」であると訂正された。また、李殿福氏も同様の釈字を行っている。
- (20) 李殿福「集安卷雲紋銘文瓦当考弁」（『社会科学戦線』一九八四年第四期）〔中国語文献〕 後に同氏「東北考古研究（2）」（『中州古籍出版社、一九九四年）〔中国語文献〕 所収。
- (21) 梅原末治編『朝鮮古文化綜鑑』第四卷（前掲注15） 三五―三六頁。
- (22) 林至徳・耿鉄華「集安出土の高句麗瓦当及其年代」、緒方泉訳「集安出土の高句麗瓦当とその年代」（前掲注15）

- (18) 李殿福「集安卷雲紋銘文瓦当考弁」(前掲注15)
- (19) 尹国有・耿鉄華「高句麗瓦当研究」(前掲注14) 五八頁
- (20) 耿鉄華「高句麗瓦当」(前掲注14) 二四―三二頁
- (21) 武田幸男「高句麗史と東アジア」(岩波書店、一九八九年)
- (22) 武田幸男「高句麗史と東アジア」(前掲注20)
- (23) 池内宏・梅原未治「通溝」下(日滿文化協会、一九四〇年)  
銘文の未釈文字については下記論考で諸説が整理されている。  
チヨン・ホンソプ「高句麗壁画古墳の銘文と被葬者に関する諸問題」  
『高句麗渤海研究』二六、二〇一〇年(ハンケル文献)、趙俊杰  
「再論高句麗の再牟墓の若干問題」(『辺疆考古研究』一一、二  
〇一二年)(中国語文献)
- (24) 林至徳・耿鉄華「集安出土の高句麗瓦当及其年代」、緒方泉訳「集  
安出土の高句麗瓦当とその年代」(前掲注15)
- (25) 張福有「集安禹山三三一九号墓卷雲紋瓦当銘文識読」(『東北史地  
二〇〇四年第一期』(中国語文献)、張福有「集安禹山三三一九号  
墓卷雲紋瓦当銘文考証与初步研究」(『社会科学戦線』二〇〇四年  
第三期、二〇〇四年)(中国語文献)、張福有「集安禹山三三一九  
号墓卷雲紋瓦当銘文識読与考証」(『中国歴史文物』二〇〇五年第  
三期、二〇〇五年)(中国語文献) 図2の2、3の出典は上記の張  
福有論文である。
- (26) 耿鉄華・林至徳「集安高句麗陶器の初步研究」(『文物』一九八四  
年第一期)(中国語文献)、耿鉄華・林至徳著・緒方泉訳「集安高  
句麗土器の基礎的研究」(『古代文化』三九一八、一九八七年)
- (27) 林至徳・耿鉄華「集安出土の高句麗瓦当及其年代」(前掲注15)、  
尹国有・耿鉄華「高句麗瓦当研究」(前掲注14) 五七―八頁、姜賢  
淑「高句麗古墳出土瓦当の変遷研究」(『韓国考古学報』六四、二  
〇〇七年)(ハンケル文献)
- (28) 李樹林「吉林集安高句麗三三一九墓日月神闕考釈及相關重大課題  
研究」(『社会科学戦線』二〇〇二年第三期)(中国語文献)
- (29) 張福有「集安禹山三三一九号墓卷雲紋瓦当銘文考証与初步研究」  
(前掲注25)、張福有「集安禹山三三一九号墓卷雲紋瓦当銘文識読  
与考証」(前掲注25)
- (30) 傅佳欣主編、吉林省文物考古研究所・集安市博物館編『集安高句  
麗王陵』(前掲注1)
- (31) 李殿福「集安高句麗墓研究」(『考古学報』一九八〇年第二期)(中  
国語文献)、李殿福「集安卷雲紋銘文瓦当考弁」(前掲注15)
- (32) 林至徳・耿鉄華「集安出土の高句麗瓦当及其年代」(『考古』(一九  
八五年第七期))(中国語文献) 訳文は緒方泉訳「集安出土の高句麗  
瓦当とその年代」(『古代文化』四〇―三、一九八八年) を含  
めて高句麗瓦当に関する紀年等については尹国有・耿鉄華「高句  
麗瓦当研究」(前掲注19) を参照した。
- (33) 傅佳欣主編、吉林省文物考古研究所・集安市博物館編著『集安高  
句麗王陵』(前掲注1)
- (34) 最近の姜賢淑「高句麗古墳出土瓦当の変遷研究」(前掲注27) では、  
卷雲文瓦当と共伴する千秋塚の蓮蕾文瓦当について、三七〇年頃  
をあまり下らない時期とみている。
- (35) 田村晃一「高句麗積石塚の構造と分類について」(『考古学雑誌』  
六八一―一、一九八二年)
- (36) 谷豊信「四、五世紀の高句麗の瓦に関する若干の考察―墳墓発見  
の瓦を中心として」(前掲)
- (37) 金稀燦「高句麗蓮蕾文瓦当の型式と変遷―区画線蓮蕾文瓦当を中  
心に―」(『高句麗研究』二二、二〇〇六年)(ハンケル文献)
- (38) 桃崎祐輔「高句麗太王陵出土瓦・馬具からみた好太王陵説の評価」  
海交史研究会考古学論集刊行会編『海と考古学』(六一書房、二〇  
〇五年)
- (39) 岡崎敬「安岳三号墳(冬寿墓)の研究―その壁画と墓誌銘を中心  
として―」(『史淵』九三、一九六四年)
- (40) 朝鮮民主主義人民共和国科学院・朝鮮画報社編『徳興里壁画  
古墳』講談社、一九八六年
- (41) 武田幸男「徳興里壁画古墳被葬者の出自と経歴」(『朝鮮学報』一

三〇、一九八九年)

(40) このような見方を示した早い時点の論考としては下記があげられる。

岡崎敬「安岳三号墳(冬寿墓)の研究―その壁画と墓誌銘を中心として―」(前掲注37)、金元龍「楽浪文化の歴史的位置」井上秀雄監修・鄭早苗訳『韓国史の再検討』(学生社、一九七四年)

(41) 林起煥「四世紀高句麗の楽浪・帯方地域経営」『歴史学報』一四七、一九九五年(ハンゲル文献)

(42) 余昊奎「四世紀高句麗の楽浪・帯方経営と中国系亡命人の正体制認識」『韓国古代史研究』五三、二〇〇九年(ハンゲル文献)

(43) アン・チョンジュン「高句麗の楽浪・帯方故地領域化過程と支配方式」『韓国古代史研究』六九、二〇一三年(ハンゲル文献)

(44) 趙俊傑「楽浪、帯方二郡覆亡前後当地漢人集団的動向与勢力発展」『吉林大学社会科学学报』五二―一、二〇一二年(中国語文献)

(45) 金元龍「延嘉七年銘金銅如来像銘文」『考古美術』五一九、一九六四年(ハンゲル文献)、尹武炳「延嘉七年銘金銅如来像の銘文について」『考古美術』五一〇、一九六四年(ハンゲル文献)、

黄寿永「延嘉七年銘金銅如来立像」『美術資料』九、一九六五年(ハンゲル文献)

(46) 朝鮮総督府編『朝鮮古蹟図譜』一(朝鮮総督府、一九一五年)

(47) 岡崎敬「安岳三号墳(冬寿墓)の研究―その壁画と墓誌銘を中心として―」(前掲注37)

(48) 鄭仁盛「帯方太守張撫夷墓再検討」『韓国上古史学報』六九、二〇一〇年(ハンゲル文献)

(49) 金榮起「高句麗守墓人の区分と立役方式―広開土王陵碑守墓人烟戸条を中心に―」『韓国古代史研究』四一、二〇〇六年(ハンゲル文献)

(50) 武田幸男「広開土王碑からみた高句麗の領域支配」『高句麗史と東アジア』(前掲注21)

(51) 武田幸男「広開土王碑からみた高句麗の領域支配」『高句麗史と東

アジア』(前掲注21)

(52) 武田幸男「広開土王碑からみた高句麗の領域支配」『高句麗史と東アジア』(前掲注21) なお、その後、武田氏の見解を参照した研究の

なかで、広開土王碑文の守墓役が広開土王陵のみを対象とするのではなく、集安にある王陵全体の守墓役について記された内容とする早い時期の論考には下記がある。金賢淑「広開土王碑を通じてみた高句麗守墓人の社会的性格」『韓国史研究』六五、一九八九年(ハンゲル文献)

(53) 門田誠一「瓦からみた高句麗の守墓制と領域支配」『東アジア古代東アジア地域相の考古学的研究』(学生社、二〇〇六年)〔初出は一九九一年〕

(54) 門田誠一「瓦からみた高句麗の守墓制と領域支配」『東アジア古代東アジア地域相の考古学的研究』(前掲注53)

(55) 千秋塚の被葬者については、下記論考参照。  
王天姿・王俊錚「本世紀以来我国集安高句麗王城、王陵研究綜述」『哈爾濱濱学院学报』三六―三、二〇一五年(中国語文献) 門田誠一「朝鮮三国時代の「王陵」およびその歴史的特質」『高句麗壁画古墳と東アジア』(思文閣出版、二〇一一年)

#### 図出典

図1 傅佳欣主編、吉林省文物考古研究所、集安市博物館編著『集安高句麗王陵』一九九〇―二〇〇三年集安高句麗王陵調査報告(注1)  
図2―1、4 耿鉄華『高句麗瓦当』(注14)  
図2―2、3 張福有「集安禹山三三一九号墓卷雲紋瓦当銘文考証与初步研究」(注25)

(もんだ せいいち 歴史文化学科)

二〇二二年十一月十一日受理